

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年8月20日認可した。

平成19年8月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北下所1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南下所2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南下所3号地区
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区